

香川県報



第 75 号

平成 17 年

9月26日(月曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（廃棄物対策課）

一

告 示

○ 地方自治法施行令の規定による高松市及び香川郡の区域の人口（自治振興課）

●平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部改正

（健康福祉総務課）

二

○平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共

済加入区の設定）の一部改正

（水産課）

二

○道路の区域変更

（道路保全課）

二

○道路の位置指定の変更

（建築課）

三

○香川県証紙の売りさばき人の変更

（会計課）

三

○地籍調査の成果の認証

（農政課）

四

○土地改良事業の適否決定（四件）

（土地改良課）

四

○土地改良区の役員の就任の届出（三件）

（農政課）

四

○土地改良区の役員の就任の届出

（農政課）

六

○土地改良事業の工事完了の届出

（農政課）

七

規 則

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十九号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年香川県規則第四十七号）

の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 第十一条第三号に掲げる区域にある営業区域のうちの一部の営業区域が高松市に編入

されることとなる浄化槽保守点検業者に係る条例第十一条第三号ただし書に規定

する規則で定める区域については、当該編入される日以後、当該編入される日の条例第

三条第一項の規定に基づき登録の有効期間の満了の日までの間は、第十一条第三号に掲

げる区域に当該編入される営業区域が含まれるものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第五百八十四号

平成十七年九月二十六日から香川郡塩江町を廃し、その区域を高松市に編入することに

伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項第一号の規定

による高松市の人口及び同令第七十六条第一項第一号の規定による香川郡の人口を次の

とおり告示する。

平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市・郡の名称	人 口
高松市	三三六、五〇五人
香川郡	三五、八八八人

●香川県告示第五百八十五号

（第九二七二号）

平成十六年香川県告示第七百九十一号(民生委員の定数)の一部を次のように改正する。
平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「塩 江 町 一四 を
香 川 町 三三二」を
「香 川 町 三三二」に、
「総 計 一、四七五」を
「総 計 一、四六一」に改める。

●香川県告示第五百八十六号

平成十六年香川県告示第二百九十八号(漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定)の一部を次のように改正する。
平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小割り式ひらめ養殖業の表ひらめ第二八七加入区の項の次に次のように加える。

ひらめ第四六九加入区	区第八七九号漁業権の漁場の区域のうち、点イBを結ぶ線の間点を点cとし(以下同じ)、点cから真方位一八〇度〇〇分への方向線と喜兵衛島北岸の最大高潮時海岸線との交差点を点dとし(以下同じ)、イc、cdの二直線と点dから点イまでの最大高潮時海岸線に囲まれた区域
ひらめ第四七〇加入区	区第八七九号漁業権の漁場の区域のうち、Bc、cdの二直線と点dから点Bまでの最大高潮時海岸線に囲まれた区域

●香川県告示第五百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年九月二十六日から同年

十月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)
二 路線名 込野観音寺線(六号)
三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員(メートル)		
三豊郡山本町大字辻字道下三二八番一地从先から	前	六・五	二〇	自転車歩行者道新設工事に伴う現道拡幅
	後	一五・〇		
三豊郡山本町大字辻字道下三二九番一地从先まで	後	二八・〇	二〇	

●香川県告示第五百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、昭和五十四年六月一日指道第十号(香川県告示第一三六号)で行った道路の位置の指定を次のように変更して指定した。
平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 長土指道 第六号
- 二 指定年月日 平成十七年九月十二日
- 三 指定道路の位置
 - 変更前 大川郡志度町大字志度字石立二〇五二一及び二〇五三一
 - 変更後 さぬき市志度字石立二〇五二一、一〇五二二及び一〇五三一
- 四 指定道路の幅員とその延長
 - 変更前 幅員 四・〇〇メートル
 - 延長 二二・〇〇メートル
 - 変更後 幅員 四・〇〇メートル
 - 延長 四・〇〇メートル

延長 四〇・二二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百八十九号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 住所

高松市寿町二丁目三番六号

二 氏名

香川県農業協同組合

三 変更のあった売りさばき場所

変更前 香川郡香川町大字川東上九五五 香川支店

変更後 香川郡香川町大字川東上九五五 川東支店

公 告

●香川県公告第五百四十二号

木田郡牟礼町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十五年度から平成十六年度まで

二 成果の名称

1 木田郡牟礼町地籍図

2 木田郡牟礼町地籍簿

三 調査を行った地域

大字牟礼の一部

四 認証年月日

平成十七年九月二十六日

●香川県公告第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年九月九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業中池地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業額池地区	〃
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業大神宮下池地区	〃
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業沖下所西地区	〃

●香川県公告第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年九月十四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

理事	高橋 信一	香川郡香川町大字浅野五五五番地二	平成一七、七、三〇
〃	高橋 義明	〃 〃 〃 三二七番地三	〃
〃	御厩 武史	〃 〃 〃 四九番地三	〃
〃	上原 勉	〃 〃 〃 一五五九番地二	〃
〃	中原 政幸	〃 〃 〃 一四四六番地	〃
〃	東原 義美	〃 〃 〃 三三三四番地	〃
〃	瀬川 忠義	〃 〃 〃 二九七七番地	〃
〃	松本 照雄	〃 〃 〃 二七六二番地一	〃
〃	土居 優	〃 〃 〃 一一二一番地一	〃
〃	藤本 正樹	〃 〃 〃 一八六五番地二	〃
〃	岡田 光春	〃 〃 〃 二一七四番地二	〃
〃	萬藤 稔	〃 〃 〃 二九〇〇番地一	〃
〃	向井 正義	〃 〃 〃 一九九九番地一	〃
〃	中條 勉	〃 〃 〃 二二六番地一	〃
〃	溝渕 誠	〃 〃 〃 二九七三番地	〃
<p>●香川県公告第五百四十八号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市 一宮土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があつた。 平成十七年九月二十六日</p>			
一 退任した役員		香川県知事 真 鍋 武 紀	
役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	二川 邦男	高松市成合町一六一番地	平成一七、五、三一
〃	前田 繁夫	〃 〃 〃 一二三一番地一	〃
〃	三笠 輝彦	〃 〃 〃 一宮町一七二二番地一	〃
〃	豊島 誠	〃 〃 〃 七五三番地一	〃
〃	安野 稔	〃 〃 〃 一四〇七番地	〃
〃	加藤 俊一	〃 〃 〃 二八九番地二	〃
〃	山本 長榮	〃 〃 〃 一一七〇番地八	〃
〃	森 重治	〃 〃 〃 鹿角町四番地	〃
〃	造田 繁信	〃 〃 〃 三八五番地二	〃
〃	三浦 正信	〃 〃 〃 一三六番地二	〃
〃	酒井 満	〃 〃 〃 寺井町二七五番地	〃
〃	野口 延夫	〃 〃 〃 一二四四番地	〃
〃	松本 清美	〃 〃 〃 五六四番地	〃
〃	中山 昭五	〃 〃 〃 三名町五九三番地一	〃
理事	細川 光雄	高松市成合町八一一番地二	平成一七、六、一
〃	前田 繁夫	〃 〃 〃 一二三一番地一	〃
〃	三笠 輝彦	〃 〃 〃 一宮町一七二二番地一	〃
〃	河合 正治	〃 〃 〃 一四三〇番地	〃
〃	一宮 信尋	〃 〃 〃 六三五番地	〃
〃	上砂 正義	〃 〃 〃 七八番地	〃
〃	島田 政吉	〃 〃 〃 六九一番地二	〃
〃	森 重治	〃 〃 〃 鹿角町四番地	〃
〃	造田 繁信	〃 〃 〃 三八五番地二	〃
〃	三浦 正信	〃 〃 〃 一三六番地二	〃
〃	酒井 満	〃 〃 〃 寺井町二七五番地	〃
〃	野口 延夫	〃 〃 〃 一二四四番地	〃
〃	松本 清美	〃 〃 〃 五六四番地	〃
〃	中山 昭五	〃 〃 〃 三名町五九三番地一	〃
役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
二 就任した役員			
監事	森上 重行	成合町三六七番地二	〃
〃	寒川 利徳	〃 〃 〃 一宮町一八〇六番地四	〃
〃	井上 義春	〃 〃 〃 三名町四四二番地	〃
〃	山下 昭五	〃 〃 〃 五九三番地一	〃
〃	酒井 満	〃 〃 〃 三名町一六五番地	〃
〃	野口 延夫	〃 〃 〃 一二四四番地	〃
〃	安倍 學	〃 〃 〃 寺井町八二五番地一	〃
〃	三浦 正信	〃 〃 〃 一三六番地二	〃
〃	造田 繁信	〃 〃 〃 三八五番地二	〃
〃	森 重治	〃 〃 〃 鹿角町四番地	〃

〃 目下 豊 〃 〃 一六五番地
 監事 森上 重行 〃 〃 成合町三六七番地二
 〃 寒川 利徳 〃 〃 一宮町一八〇六番地四
 〃 井上 義春 〃 〃 三名町四四二番地

●香川県公告第五百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、坂出市
 府中町土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	松本 重信	坂出市府中町五〇八二番地三	平成一七、八、二九
〃	平田 正幸	〃 〃 〃 六八四番地	〃 〃 〃
〃	松井 正	〃 〃 〃 七四二番地	〃 〃 〃
〃	本条 安則	〃 〃 〃 八六八番地六	〃 〃 〃
〃	松本 修	〃 〃 〃 一七五一番地	〃 〃 〃
〃	石井 孝典	〃 〃 〃 一一七九番地一	〃 〃 〃
〃	大林 晴夫	〃 〃 〃 一一二二番地三	〃 〃 〃
〃	池内 弘	〃 〃 〃 二〇五七番地四	〃 〃 〃
〃	奥野 庄一	〃 〃 〃 三四四八番地二	〃 〃 〃
〃	福崎 義昭	〃 〃 〃 四四四八番地	〃 〃 〃
〃	木村 義雄	〃 〃 〃 六〇二五番地	〃 〃 〃
監事	細谷 義信	〃 〃 〃 一四六〇番地	〃 〃 〃
〃	尾崎 好則	〃 〃 〃 三八四番地	〃 〃 〃
〃	石崎 秀雄	〃 〃 〃 六一九九番地一八八	〃 〃 〃
〃	高木 邦男	〃 〃 〃 五四九六、五四九八番地一	〃 〃 〃
二 就任した役員			

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	松井 正	坂出市府中町七四二番地	平成一七、八、二九
〃	谷口 好直	〃 〃 〃 五八五番地	〃 〃 〃
〃	平田 正幸	〃 〃 〃 六八四番地	〃 〃 〃
〃	荒井 時夫	〃 〃 〃 八一八番地二	〃 〃 〃
〃	松本 仁	〃 〃 〃 一五七七番地一六	〃 〃 〃
〃	徳田 幸市	〃 〃 〃 一三三二番地四	〃 〃 〃
〃	青海 隆廣	〃 〃 〃 一一三〇番地	〃 〃 〃
〃	池内 弘	〃 〃 〃 二〇五七番地四	〃 〃 〃
〃	高崎 忠美	〃 〃 〃 三〇三一番地	〃 〃 〃
〃	福崎 義昭	〃 〃 〃 四四四八番地	〃 〃 〃
〃	松本 光	〃 〃 〃 四九六五番地一	〃 〃 〃
〃	高木 邦男	〃 〃 〃 五四九六、五四九八番地一	〃 〃 〃
監事	尾崎 好則	〃 〃 〃 三八四番地	〃 〃 〃
〃	細谷 秀樹	〃 〃 〃 一四六〇番地	〃 〃 〃
〃	石崎 秀雄	〃 〃 〃 六一九九番地一八八	〃 〃 〃
〃	森 紀之	〃 〃 〃 五九五三番地	〃 〃 〃

●香川県公告第五百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、丸亀市
 郡家町領家重元土地改良区から役員の新任について次のとおり届出があった。

平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	西風 繁義	丸亀市郡家町一二二七番地	平成一七、四、一
〃	西風 裕	〃 〃 〃 一九〇三番地三	〃 〃 〃
〃	重成 哲雄	〃 〃 〃 一九五七番地二	〃 〃 〃
〃	高島 一徳	〃 〃 〃 二二二二番地二	〃 〃 〃

“ 和泉 重美 “ “ 一六九五番地
 “ 西風 正幸 “ “ 一三一三番地
 “ 岡田 徹 “ “ 一三五〇番地
 監 事 白川 英治 “ “ 一六八六番地三
 “ 宮武 正文 “ “ 二五〇五番地
 “ “ “ “ “

●香川県公告第五百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があつた。

平成十七年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行つた者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業	馬庭地区	平成一七、七、二五

平成十七年九月二十六日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています